

答申第 905 号

諮問第 1593 号

件名：電気工事業者立入検査報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、代表者個人の携帯電話番号及び立入検査結果がわかる部分を不開示としたことは妥当であるが、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 12 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 30 年 2 月 2 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
黒塗り部分が不明のため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(7) 別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）及び文書 2 のうち、立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの）の不開示に関して、反論を述べる。

a 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件に関して愛知県は、「仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり」という理由から、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、行政指導等については、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全く生じない。

b 条例第7条第6号該当性について

本件に関して愛知県は、「立入検査時に電気工事業者から聞き取った又は報告があった法令違反の有無等が記載されている」ことから、開示した場合、それ以後愛知県の業務へ影響を与える可能性があることを理由に、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全く生じない。

(イ) 文書3のうち、立入検査結果がわかる部分（文書3に係るもの）の不開示に関して、反論を述べる。

a 条例第7条第3号イ該当性について

本件に関して愛知県は、「仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり」という理由から、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、行政指導等については、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全く生じない。

(ウ) 文書1及び文書2のうち、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講、代表者個人の携帯電話番号の不開示に関しては、反論しない。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回、開示をしないという県側の理由が、業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、そういった理由であるが、それは単なる抽象的かつ観念的な可能性にすぎず、具体的かつ客観的な理由とは言い難いと考える。

また、審査請求人は、あくまで県の立入検査という指導については確認をしたい。しかしながら、当該業者の個人情報等には一切興味がなく、その業者に迷惑をかけるといったつもりはない。よって、指導に関係のない個人情報等は開示していただかなくて結構である。

また、今回の県側の主張のように、どんな軽微なものであれ業者の法令違反の存在の可能性を盾として、正当な利益を害するおそれがある、そういう理由で県の行政指導を一切確認できないという判断が万が一下されるのであれば、業者の法令違反がなかった場合も含め、今後、県民は同様の請求を行ったとしても、未来永劫県の行政指導の内容を知ることができなくなってしまう。

よって、公正な判断を求めたいと思う。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「法」という。）第29条には、都道府県知事は、電気工事業を営む者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができることが規定されている。本件行政文書は、同条及び電気工事業の登録等事務の処理の運用に関して知事が定めた内規である電気工事業登録等事務処理要領の12の規定に基づき、平成28年6月14日にA社（以下「本件事業者」という。）に対して、愛知県西三河県民事務所防災保安課（以下「西三河県民事務所防災保安課」という。）の職員が、立入検査を実施した結果について記載したものである。

ア 文書1について

文書1は、電気工事業登録等事務に関する事務要綱（以下「要綱」という。）様式11をもって作成された平成28年6月14日に本件事業者に対して実施した立入検査の報告書であり、1枚目には本件事業者の名称、代表者の氏名、事業所所在地等の基本情報を始め、主任電気工事士等の氏名、免状の種類、交付番号及び定期講習の受講に関する記録、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無等が記載されている。また、2枚目には立入検査の結果を基に行った指示、命令等の措置、本件事業者の工業（協同）組合の加入の有無、登録証の有無等の内容が記載されている。

イ 文書2について

文書2は、平成28年6月14日の本件事業者の立入検査を行った際に、要綱様式12をファクシミリで送信し、受け取った本件事業者において記入した上で、ファクシミリで西三河県民事務所防災保安課宛てに返信されたものである。要綱様式12は、立入検査時に電気工事業者が不在の場合、郵便受けに投函し、又は郵送若しくはファクシミリで送付し、受け取った電気工事業者が記入し後日返送されるものである。

文書2には、本件事業者の名称、代表者の氏名、事業所所在地等の基本情報を始め、主任電気工事士等の氏名、免状の種類、交付番号及び定期講習の受講に関する記録、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無、代表者個人の携帯電話番号等が記載されている。

ウ 文書3について

文書3は、西三河県民事務所防災保安課の職員が、平成28年6月14日に行った立入検査について、当日の状況及びその後の対応に係る事務

の進捗状況をまとめて記載したもののうち、本件事業者に係る内容が記載されている部分のページを抜粋したものである。文書3には、本件事業者及びそれ以外の電気工事業者に対する立入検査の事務の進捗状況として、立入検査実施時の状況、不明事項を事業者に対して確認した旨、事業者に対する電話でのやりとり、変更届提出までのやりとり等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 代表者個人の携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書きからニまでに該当するものではないため、同号に該当する。

イ 主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講について、法第16条では、登録電気工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の謄本の交付又は閲覧の請求について規定している。電気工事業者が法に基づき登録を受けているか否かは、その取引先その他関係者にとって重要な事項であるため、何人に対しても登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求できることとしたものである。主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は、法第5条の規定に基づき登録簿に登録することとされている事項であるため、通常電気工事業者の主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は、法令の定めるところにより公にされている情報である。

しかし、本件行政文書に記載してある電気工事業者は、法第34条に規定するいわゆるみなし登録電気工事業者であるため、法第5条の登録の実施（登録簿の作成）が求められておらず、法第16条の登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求の対象ではないことから、公にされている情報ではない。

よって、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は、条例第7条第2号本文に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 立入検査結果がわかる部分（文書1及び文書2に係るもの）として不開示とした部分は、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無、立入検査の結果を基に行った指示、命令等の措置、本件事業者の工業（協同）組合の加入の有無、登録証の有無等であり、これらの部分には、当該立入検査の対象となった事業者の法令違反の有無が記載されている。仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり、当該部分は条例第7条第3号イに該当する。

なお、法令違反があった部分のみを不開示とした場合、不開示部分が法令違反であったことが類推されてしまうことから、法令違反の有無にかかわらず、立入検査結果がわかる部分全てを不開示としたものである。

イ 立入検査結果がわかる部分（文書3に係るもの）として不開示とした部分は、立入検査の事務の進捗状況として、立入検査実施時の状況、不明事項を事業者に対して確認した旨、事業者に対する電話でのやりとり、変更届提出までのやりとり等であり、これらの部分には、当該立入検査の対象となった事業者の法令違反の有無が記載されている。仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、法令違反があった部分のみを不開示とした場合、不開示部分が法令違反であったことが類推されてしまうことから、法令違反の有無にかかわらず、立入検査結果がわかる部分全てを不開示としたものである。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書に係る立入検査は、電気工事業の業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的として、法第29条及び電気工事業登録等事務処理要領の12に基づき実施しているものである。立入検査結果がわかる部分（文書1及び文書2に係るもの）には、立入検査時に電気工事業者から聞き取った又は報告があった法令違反の有無等が記載されていることから、当該部分が開示されることとなると、今後の検査時において、電気工事業者が開示されることを意識して、率直な回答及び報告を行わないこととなり、正確な検査結果が得られなくなるおそれがあることから、立入検査の事務に支障が生じるおそれがある。よって、当該部分は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、西三河県民事務所防災保安課の職員が、電気工事業者に対して立入検査を実施した結果に関して作成又は取得した文書であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同欄に掲げる規定に該当すると

して不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講並びに代表者個人の携帯電話番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講について

実施機関によれば、通常電気事業者の主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は法令により公にされている情報といえるものの、本件行政文書に記載してある電気事業者は、いわゆるみなし登録電気事業者であることから、公にされている情報ではないとのことである。

しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、みなし登録電気事業者にあっては、電気工事業を開始したときには、法第34条第4項の規定に基づき知事に対して届出がなされることから、登録簿と同程度の情報を管理しており、電気工事に係る保安の確保のため、電気工事に従事する者が電気工事士の資格を有しているのか問合せがあった場合には、電気工事士の免状の種類又は交付番号を回答しているとのことである。主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は個人の資格に関する情報ではあるが、法令の規定に基づかないとしても、一般からの問合せに対して回答する取扱いがされているのであれば、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているといえることから、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

さらに、主任電気工事士の定期講習の受講についても、当審査会において実施機関に確認したところ、主任電気工事士の免状の種類を明らかにした場合には、不開示とする理由のない情報であることが認められた。

よって、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

ウ 代表者個人の携帯電話番号について

代表者個人の携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該

当する。また、代表者個人の携帯電話番号は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、代表者個人の携帯電話番号は条例第7条第2号に該当するが、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は同号に該当しない。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした立入検査結果がわかる部分（文書1及び文書2に係るもの）及び立入検査結果がわかる部分（文書3に係るもの）（以下単に「立入検査結果がわかる部分」という。）の同号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関が立入検査結果がわかる部分として不開示とした部分を見分したところ、当該部分には、本件事業者に対して行われた法に基づく検査の内容が記載されていることから、これを公にすれば、法令違反又は指摘事項の有無が明らかになり、本件事業者の社会的評価を不当に損ねるおそれがある。また、立入検査結果がわかる部分には、必ずしも法令違反の有無に直結しない内容が記載されている部分も認められたが、当該部分についても、立入検査に係るやりとり及び立入検査の経緯、本件事業者の従業員の体制等の事業活動に係る情報等が記載されていることから、当該部分を含め、全体として、立入検査結果がわかる部分を公にすれば、本件事業者の営業上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

ウ なお、審査請求人は、別に行われている訴訟において、愛知県は、行政指導の内容について主張しているため、開示しても問題は生じないと主張している。そこで、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、訴訟においては、事業者名を伏せる等して事業者が特定されないよう配慮しているとのことである。したがって、事業者名を開示した

上で立入検査結果がわかる部分を不開示としている本件一部開示決定とは状況が異なっている。

さらに、訴訟においては民事訴訟法に基づき訴訟記録の閲覧等が可能ではあるものの、一定の場合に訴訟記録の閲覧等を当事者及び利害関係を疎明した第三者等に制限する規定が設けられているなど、あらゆる場面に認められているものではなく、秘密保護の観点から制約を受けるものであり、裁判は公開が原則といえども、一般に訴訟記録に記載された情報等が直ちに公になるとまでは認められない。

以上のことから、立入検査結果がわかる部分を不開示とすることにより保護すべき利益はあると認められる。

エ よって、立入検査結果がわかる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

立入検査結果がわかる部分（文書1及び文書2に係るもの）は、前記(4)において述べたとおり、条例第7条第3号イに該当することから、実施機関の主張する同条第6号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 電気工事業者立入検査報告書 文書 2 電気工事業の業務に関する立入検査について	<ul style="list-style-type: none"> ・主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講 ・代表者個人の携帯電話番号 	第 7 条第 2 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果がわかる部分(文書 1 及び文書 2 に係るもの) 	第 7 条第 3 号イ 第 7 条第 6 号
文書 3 平成 28 年度立入検査日票 28.6.14 実施分のうち、A 社の情報が記載されている部分	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果がわかる部分 (文書 3 に係るもの) 	第 7 条第 3 号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 1. 31	諮問 (弁明書の写しを添付)
1. 5. 24 (第573回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 28 (第576回審査会)	審議
1. 7. 29	答申